

令和2年6月3日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第39号	専決処分について（秩父市税条例等の一部を改正する条例）	1
議案第40号	専決処分について（秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例）	8
議案第41号	専決処分について（秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	12
議案第42号	専決処分について（秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例）	15
議案第43号	専決処分について（令和2年度秩父市一般会計補正予算（第1回））	19
議案第44号	専決処分について（秩父市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	48
議案第45号	専決処分について（令和2年度秩父市国民健康保険特別会計 補正予算（第1回））	52
議案第46号	専決処分について（秩父市後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例）	62
議案第47号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	65
議案第48号	秩父市税条例の一部を改正する条例	66
議案第49号	秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例	67
議案第50号	秩父市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	68
議案第51号	秩父市介護保険条例の一部を改正する条例	69
議案第52号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例	71
議案第53号	秩父市営住宅条例等の一部を改正する条例	72
議案第54号	秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	75
議案第55号	秩父市障害児通園事業の運営に関する条例及び秩父市重度心身障害者 通所施設条例を廃止する条例	77
議案第56号	令和2年度秩父市一般会計補正予算（第2回）	79
議案第57号	令和2年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）	86

議案第39号

専決処分について

秩父市税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市税条例等の一部を改正する条例

(秩父市税条例の一部改正)

第1条 秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」

を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4

項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第6項とし、第8項を削り、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第13項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第15項とし、第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第18項とし、同項の次に次の1項を加える。

19 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第21項を同条第20項とする。

附則第11条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第12条、第13条及び第15条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改

める。

(秩父市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秩父市税条例等の一部を改正する条例（令和元年秩父市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、秩父市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（秩父市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 秩父市税条例等の一部を改正する条例（平成29年秩父市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項並びに第3条第2項及び第3項中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

第5条 秩父市税条例等の一部を改正する条例（平成30年秩父市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

（秩父市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 秩父市税条例の一部を改正する条例（平成31年秩父市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第3項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

議案第40号

専決処分について

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例

秩父市都市計画税条例（平成17年秩父市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

7 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第9項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項を除く。）又は法」を「第18項を除く。）又は」に改める。

附則第10項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項を除く。）又は法」を「第18項を除く。）又は」に改める。

附則第11項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項を除く。）又は法」を「第18項を除く。）又は」に改める。

附則第12項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項を除く。）又は法」を「第18項を除く。）又は」に改める。

附則第13項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項を除く。）又は法」を「第18項を除く。）又は」に改める。

附則第14項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項を除く。）又は法」を「第18項を除く。）又は」に改める。

附則第16項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは

第48項」に、「又は第34項」を「又は第33項」に、「第34項又は法」を「第33項又は」に改める。

附則第17項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の秩父市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

議案第41号

専決処分について

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の秩父市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第42号

専決処分について

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月23日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成17年秩父市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

余 白

議案第43号

専決処分について

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第1回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第1回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第1回）

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,793,819千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,593,819千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		3,583,771	6,551,819	10,135,590
	2 国庫補助金	525,116	6,551,819	7,076,935
20 繰入金		1,770,148	92,000	1,862,148
	1 繰入金	1,770,148	92,000	1,862,148
22 諸収入		328,270	150,000	478,270
	3 貸付金元利収入	57,146	150,000	207,146
歳入	合計	28,800,000	6,793,819	35,593,819

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,360,208	6,220,000	9,580,208
	1 総務管理費	2,732,909	6,220,000	8,952,909
3 民生費		10,930,723	82,125	11,012,848
	2 児童福祉費	4,641,522	82,125	4,723,647
4 衛生費		3,033,827	3,000	3,036,827
	1 保健衛生費	948,421	3,000	951,421
6 農林水産業費		597,601	2,000	599,601
	1 農業費	325,420	2,000	327,420
7 商工費		923,755	487,000	1,410,755
	1 商工費	923,755	487,000	1,410,755
14 予備費		51,786	△306	51,480
	1 予備費	51,786	△306	51,480
歳 出 合 計		28,800,000	6,793,819	35,593,819

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
緊急特別融資による融資について金融機関の貸倒損失に対する損失補償 (令和2年度あっせん分)	令和2年度以降

(単位：千円)

限 度 額
金融機関が貸倒損失として計上した金額の50%に相当する額

余 白

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	3,583,771	6,551,819	10,135,590
20 繰入金	1,770,148	92,000	1,862,148
22 諸収入	328,270	150,000	478,270
歳入合計	28,800,000	6,793,819	35,593,819

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	3,360,208	6,220,000	9,580,208
3 民生費	10,930,723	82,125	11,012,848
4 衛生費	3,033,827	3,000	3,036,827
6 農林水産業費	597,601	2,000	599,601
7 商工費	923,755	487,000	1,410,755
14 予備費	51,786	△306	51,480
歳 出 合 計	28,800,000	6,793,819	35,593,819

2 歳 入

(款) 16 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		国庫支出金	3,583,771	6,551,819	10,135,590
	2	国庫補助金	525,116	6,551,819	7,076,935
	1	総務費国庫補助金	43,408	6,220,000	6,263,408
	2	民生費国庫補助金	249,995	81,819	331,814
	3	衛生費国庫補助金	21,512	3,000	24,512
	6	商工費国庫補助金	0	245,000	245,000
	7	農林水産業費国庫補助金	0	2,000	2,000
20		繰 入 金	1,770,148	92,000	1,862,148
	1	繰 入 金	1,770,148	92,000	1,862,148
	1	基金繰入金	1,770,146	92,000	1,862,146
22		諸 収 入	328,270	150,000	478,270
	3	貸付金元利収入	57,146	150,000	207,146
	1	貸付金元利収入	57,146	150,000	207,146

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	6,220,000	・ 特別定額給付金給付事業費補助金 ・ 特別定額給付金給付事務費補助金	6,166,700 53,300
2 児童福祉費補助金	81,819	・ 子ども・子育て支援交付金（学校教育課） ・ 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 ・ 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	3,412 76,000 2,407
2 環境衛生費補助金	3,000	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	3,000
1 商工費補助金	245,000	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	245,000
1 農業費補助金	2,000	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,000
1 基金繰入金	92,000	・ 地域振興基金繰入金	92,000
4 商業振興貸付金元利収入	150,000	・ 新型コロナ対策緊急特別融資預託金	150,000

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
2			総務費	3,360,208	6,220,000	9,580,208	6,220,000		
	1		総務管理費	2,732,909	6,220,000	8,952,909	6,220,000		
		16	諸 費	26,111	6,220,000	6,246,111	6,220,000		
								(国) 特別定額給付金給付事業費 補助金	6,166,700
								(国) 特別定額給付金給付事務費 補助金	53,300

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報 酬	2,976	○ 特別給付金事業<地域政策課> 6,220,000
	3 職員手当等	2,127	1 報酬 2,976
	4 共 済 費	539	会計年度任用職員報酬 2,976
	8 旅 費	89	3 職員手当等 2,127
	10 需 用 費	1,277	時間外勤務手当 1,600
	11 役 務 費	16,278	期末手当(会計年度任用職員) 527
	12 委 託 料	27,246	4 共済費 539
	13 使用料及び 賃借料	1,703	社会保険料(会計年度任用職員) 539
	14 工事請負費	1,065	8 旅費 89
	18 負担金補助 及び交付金	6,166,700	費用弁償(会計年度任用職員) 89
			10 需用費 1,277
			消耗品費 819
			印刷製本費 458
			11 役務費 16,278
			通信運搬費 13,068
			手数料 3,210
			12 委託料 27,246
			電算処理委託料 27,246
			13 使用料及び賃借料 1,703
			OA機器使用料 1,703
			14 工事請負費 1,065
			事務室改修工事 1,065
			18 負担金補助及び交付金 6,166,700
			特別定額給付金 6,166,700

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
3		民生費	10,930,723	82,125	11,012,848	81,819		
	2	児童福祉費	4,641,522	82,125	4,723,647	81,819		
		2 子育て支援費	1,566,859	78,407	1,645,266	78,407		
						(国) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金 76,000		
						(国) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 2,407		
		4 学童保育費	269,094	3,718	272,812	3,412		
						(国) 子ども・子育て支援交付金 (学校教育課) 3,412		

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
306			
306			
	3 職員手当等	139	○ 子育て世帯への臨時特別給付金事業<こども課> 78,407
	10 需用費	10	3 職員手当等 139
	11 役務費	1,273	時間外勤務手当 139
	12 委託料	985	10 需用費 10
	18 負担金補助及び交付金	76,000	消耗品費 10
			11 役務費 1,273
			通信運搬費 740
			手数料 533
			12 委託料 985
			電算処理委託料 985
			18 負担金補助及び交付金 76,000
			子育て世帯への臨時特別給付金 76,000
306	7 報償費	1,822	○ 放課後児童対策事業<学校教育課> 3,718
	10 需用費	305	7 報償費 1,822
	12 委託料	1,591	謝礼金 1,822
			10 需用費 305
			消耗品費 305
			12 委託料 1,591
			放課後児童健全育成事業委託料 1,591

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
4		衛生費	3,033,827	3,000	3,036,827	3,000		
	1	保健衛生費	948,421	3,000	951,421	3,000		
	2	予 防 費	152,084	3,000	155,084	3,000		
						(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 3,000		

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	13 使用料及び 賃借料	3,000	○ 新型コロナウイルス感染対策事業<地域医療対策課> 3,000 13 使用料及び賃借料 3,000 建物借上料 3,000

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
6		農林水産業費	597,601	2,000	599,601	2,000		
	1	農業費	325,420	2,000	327,420	2,000		
		3 農業振興費	41,547	2,000	43,547	2,000		
								(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 2,000

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助 及び交付金	2,000	○ 農業経営支援事業<農政課> 2,000 18 負担金補助及び交付金 2,000 農産物販売促進補助金 2,000

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
7		商工費	923,755	487,000	1,410,755	245,000		242,000
	1	商工費	923,755	487,000	1,410,755	245,000		242,000
	2	商工業振興費	496,653	485,000	981,653	243,000		242,000
						(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 243,000		
						(入) 地域振興基金繰入金 92,000		
						(諸) 新型コロナ対策緊急特別融 資預託金 150,000		
	4	観光費	215,845	2,000	217,845	2,000		
						(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 2,000		

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	12 委 託 料	300,000	○ 商工業支援事業<商工課> 30,000
	18 負担金補助 及び交付金	35,000	18 負担金補助及び交付金 30,000 新型コロナ抑制休業協力金 30,000
	20 貸 付 金	150,000	○ プレミアム付商品券発行事業<商工課> 300,000 12 委託料 300,000 プレミアム付商品券発行事業委託料 200,000 秩父市消費活性化事業委託料 100,000
			○ 商工業金融支援事業<企業支援センター> 153,000 18 負担金補助及び交付金 3,000 中小企業振興資金利子補給金 3,000 20 貸付金 150,000 新型コロナ対策緊急特別融資預託金 150,000
			○ 企業支援事業<企業支援センター> 2,000 18 負担金補助及び交付金 2,000 新型コロナ対策創業者事業継続支援金 2,000
	12 委 託 料	2,000	○ 観光客誘客事業<観光課> 2,000 12 委託料 2,000 早期旅館予約奨励事業委託料 2,000

(款) 14 予備費
(項) 1 予備費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
14		予備費	51,786	△306	51,480			
	1	予備費	51,786	△306	51,480			
		1 予備費	51,786	△306	51,480			

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
△306			
△306			
△306			

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1)総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(657) 491	684,103	2,036,429	1,309,433	4,029,965	1,230,421	5,260,386	
補正前	(654) 491	681,127	2,036,429	1,307,167	4,024,723	1,229,882	5,254,605	
比較	(3)	2,976		2,266	5,242	539	5,781	

職員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	58,670		577,285	348,632	116,080	119,726	562
	補正前	58,670		576,758	348,632	114,341	119,726	562
	比較			527		1,739		
	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
補正後	22,598	1,500	28,560	35,820				
補正前	22,598	1,500	28,560	35,820				
比較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(32) 491		2,030,403	1,216,109	3,246,512	1,119,670	4,366,182	
補正前	(32) 491		2,030,403	1,214,370	3,244,773	1,119,670	4,364,443	
比較	()			1,739	1,739		1,739	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	58,670		484,463	348,632	116,080	119,726	562
	補正前	58,670		484,463	348,632	114,341	119,726	562
	比較					1,739		
	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	22,096	1,500	28,560	35,820			
	補正前	22,096	1,500	28,560	35,820			
	比較							

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(625)	684,103	6,026	93,324	783,453	110,751	894,204	
補正前	(622)	681,127	6,026	92,797	779,950	110,212	890,162	
比較	(3)	2,976		527	3,503	539	4,042	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後			92,822				
	補正前			92,295				
	比較			527				
	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	502						
	補正前	502						
	比較							

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	2,266	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	2,266	特別定額給付金給付事務及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事務にかかる増加分	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和2年度に係る分)

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国県 支出金	地方債	その他	
4 緊急特別融資による融資について金融機関の貸倒損失に対する損失補償 (令和2年度あつせん分)	金融機関が貸倒損失として計上した金額の50%に相当する額			令和2年度 以降	限度額に 同じ				

議案第44号

専決処分について

秩父市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険条例（平成17年秩父市条例第173号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し、3項、見出し及び3項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- 8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、そ

の受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受
けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができ
なかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と
傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金
の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

10 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所
の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定
は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間
に属する場合に適用するものとする。

議案第45号

専決処分について

令和2年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

令和2年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

令和２年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第１回）

令和２年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第１回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳出予算補正」による。

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,747,819	1,086	4,748,905
	6 傷病手当諸費	0	1,086	1,086
8 予備費		6,000	△1,086	4,914
	1 予備費	6,000	△1,086	4,914
歳出合計		6,561,869	0	6,561,869

歳出補正予算事項別明細書

1 総括
（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	4,747,819	1,086	4,748,905
8 予備費	6,000	△1,086	4,914
歳出合計	6,561,869	0	6,561,869

2 歳 出

(款) 2 保険給付費
(項) 6 傷病手当諸費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2		保険給付費	4,747,819	1,086	4,748,905			
	6	傷病手当諸費	0	1,086	1,086			
		1 傷病手当金	0	1,086	1,086			

(国民健康保険特別会計 (事業勘定))

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,086			
1,086			
1,086	18 負担金補助 及び交付金	1,086	○ 傷病手当金 1,086 18 負担金補助及び交付金 1,086 傷病手当金 1,086

(款) 8 予備費
(項) 1 予備費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
8		予備費	6,000	△1,086	4,914			
	1	予備費	6,000	△1,086	4,914			
		1 予備費	6,000	△1,086	4,914			

(国民健康保険特別会計 (事業勘定))

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
△1,086			
△1,086			
△1,086			

議案第46号

専決処分について

秩父市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秩父市後期高齢者医療に関する条例（平成20年秩父市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 傷病手当金の支給に係る申請書の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 7 号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 1 8 年指令市第 7 4 5 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合規約の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

令和 2 年 6 月 3 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により提出する。

議案第48号

秩父市税条例の一部を改正する条例

秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第18項中「をいう」の次に「。第21項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

21 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の手続等について、所要の改正を行いたいため。

議案第 49 号

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例

秩父市都市計画税条例（平成 17 年秩父市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 3 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者の家屋及び償却資産に対する課税標準の特例について、所要の改正を行いたいため。

議案第50号

秩父市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秩父市下水道条例の一部を改正する条例（令和2年秩父市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和2年7月1日」を「令和2年11月1日」に改める。

附則第3項中「令和2年8月31日」を「令和2年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が市民に及ぼす影響を考慮し、下水道料金の改定時期を延期したいため。

議案第51号

秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例（平成17年秩父市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和元年度及び」を削り、「22,680円」を「19,440円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「22,680円」を「19,440円」に、「37,260円」を「32,400円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「22,680円」を「19,440円」に、「43,740円」を「42,120円」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

11 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第2項において準用する第7条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合

計額が400万円以下であること。

- 12 前項の場合における第8条第3項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第11項及び第12項の規定は令和2年2月1日から、改正後の第2条及び次項の規定は同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和2年6月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

消費税率引上げによる低所得者の保険料軽減強化の完全実施に伴い、介護保険料率を改定するほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による減免について規定したため。

議案第 5 2 号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成 1 7 年秩父市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 4 号アの項金額の欄(3)(ア)中「合計」の次に「（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。（イ）及び次号ア(3)において同じ。）」を加え、同号イの項金額の欄(3)中「共同住宅」の次に「（市長が別に定めるものを除く。次号イ(3)において同じ。）」を加え、同表第 3 6 号アの項金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄(2)(ア)中「合計」の次に「（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）及びイ(2)、次号ア(2)及びイ(2)並びに第 3 8 号ア(2)及びイ(2)において同じ。）」を加え、同号イの項金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄(1)中「第 3 3 号」を「第 3 8 号」に改め、同表第 3 7 号中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、「合算した額」の次に「。ただし、新たに追加される建築物については、前号に定める額とする。」を加え、同表第 3 8 号イの項金額の欄(3)及び(4)中「ロ(2)」の次に「又は同号イ(3)及びロ(3)」を加え、同欄(4)(ア)中「合計」の次に「（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 3 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等の手数料算定方法を改めるほか、所要の改正を行いたいため。

議案第53号

秩父市営住宅条例等の一部を改正する条例

(秩父市営住宅条例の一部改正)

第1条 秩父市営住宅条例（平成17年秩父市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃又は当該入居に係る」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。

第22条第1項中「次条第4号に掲げる費用」を「市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改める。

第23条第4号を次のように改める。

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅等の修繕に要する費用

第43条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第50条第2項中「及び第3項」を「から第4項まで」に、「前項」を「入居者」とあるのは「使用者」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、同条第3項中「第1項」に、「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、同条第3項を「同条第4項」に改める。

(秩父市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 秩父市特定公共賃貸住宅条例（平成17年秩父市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃又は当該入居に係る」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の

給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。

第18条中「次条第4号に掲げる費用」を「市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改める。

第19条第4号を次のように改める。

(4) 前条において市が負担することとされているもの以外の特定公共賃貸住宅及び駐車場の修繕に要する費用

第34条第2項中「及び第3項」を「から第4項まで」に、「前項」を「入居者」とあるのは「使用者」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、同条第3項中「第1項」に、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項を「同条第4項」に改める。

(秩父市有住宅条例の一部改正)

第3条 秩父市有住宅条例（平成30年秩父市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃又は当該入居に係る」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。

第16条中「次条第4号に掲げる費用」を「市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改める。

第17条第4号を次のように改める。

(4) 前条において市が負担することとされているもの以外の市有住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第31条第2項中「及び第3項」を「から第4項まで」に、「前項」を「入居者」とあるのは「使用者」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、同条第3項中「第1項」に、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項を「同条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月3日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、市営住宅等の敷金について、
所要の改正を行いたいため。

議案第54号

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年秩父市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(15) 防疫作業手当

第16条の次に次の1条を加える。

(防疫作業手当)

第16条の2 防疫作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、職員が感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護又は感染症の病原体が付着した物件若しくは付着する危険がある物件の調査若しくは処理作業に従事したときに支給する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に対処する業務に係る防疫作業手当の特例)

4 職員が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の患者又はその疑いのある者の救護等の業務に従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第16条の2の規定は適用しない。

5 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては4,000円、新型コロナウイルス感染症の疑いのある者の検査の作業に従事した場合にあっては1,000円）とする。

別表中

救急外来診療（患者が当該救急外来診療に引き続き入院となった場合に限る。）1回 5,000円

を

救急外来診療（患者が当該救急外来診療に引き続き入院となった場合に限る。）1回につき5,000円。ただし、同時に担当する診療科目が次の(1)から(3)までのうちのいずれか2に該当する場合にあつては勤務1回につき20,000円、いずれ

にも該当する場合にあっては勤務1回につき30,000円を
加算した額とする。

- (1) 内科、循環器内科又は消化器内科
- (2) 小児科
- (3) 外科、泌尿器科、脳神経外科、整形外科又は麻酔科

に改める。

別表に次のように加える。

15 防疫作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護又は感染症の病原体が付着した物件若しくは付着する危険がある物件の調査若しくは処理作業に従事した職員	日額	500円
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	----	------

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条、第16条の2、別表第15号並びに附則第4項及び第5項の規定は令和2年2月1日から、改正後の別表第14号の規定は同年4月1日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 2 改正後の別表第14号の規定を適用する場合には、改正前の別表第14号の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の別表第14号の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

令和2年6月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

救急医療及び感染症対策に従事する医師等の処遇改善を図りたいため。

議案第 5 5 号

秩父市障害児通園事業の運営に関する条例及び秩父市重度心身障害者通所
施設条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 秩父市障害児通園事業の運営に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 7
2 号）
- (2) 秩父市重度心身障害者通所施設条例（平成 2 1 年秩父市条例第 1 9 号）

附 則

この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

令和 2 年 6 月 3 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

障害児通園事業及び重度心身障害者通所事業を民間移譲するため。

余 白

議案第56号

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第2回）

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,709千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,761,528千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年6月3日提出

秩父市長 久喜邦康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		10,135,590	440	10,136,030
	2 国庫補助金	7,076,935	440	7,077,375
22 諸収入		478,270	14,469	492,739
	5 雑入	179,061	14,469	193,530
23 市債		2,755,700	152,800	2,908,500
	1 市債	2,755,700	152,800	2,908,500
歳入合計		35,593,819	167,709	35,761,528

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		11,012,848	15,129	11,027,977
	1 社会福祉費	5,118,314	14,469	5,132,783
	2 児童福祉費	4,723,647	660	4,724,307
7 商工費		1,410,755	108,100	1,518,855
	1 商工費	1,410,755	108,100	1,518,855
8 土木費		2,925,968	44,243	2,970,211
	2 道路橋りょう費	1,390,548	60,000	1,450,548
	4 都市計画費	1,114,172	△15,757	1,098,415
9 消防費		1,224,438	3,300	1,227,738
	1 消防費	1,224,438	3,300	1,227,738
14 予備費		51,480	△3,063	48,417
	1 予備費	51,480	△3,063	48,417
歳 出 合 計		35,593,819	167,709	35,761,528

第 2 表 継続費補正

(追加)

款	項	事業名
7 商工費	1 商工費	大滝温泉源泉整備事業

(単位：千円)

総 額	年 度	年 割 額
170,000	令和2年度	100,000
	令和3年度	70,000

第 3 表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
5 地方道路整備事業費	750,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
12 観光施設整備事業費	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	802,800	補正前に同じ。		
	100,000			

議案第57号

令和2年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和2年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 公共下水道事業収益	1,100,129千円	0千円	1,100,129千円
第1項 営業収益	479,205千円	15,757千円	494,962千円
第2項 営業外収益	620,924千円	△15,757千円	605,167千円

第3条 予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）経営安定のための補助金	189,085千円	△15,757千円	173,328千円

令和2年6月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康